

中国の台頭と日中韓関係—東アジア地域秩序形成の文脈で—¹

兪 敏 浩

はじめに

「中国台頭」をめぐる論争は1990年代末から始まり、21世紀に入ってからは中国外交研究における中心的テーマの一つとなっている。多様な言説を便宜上簡単に分類するならば、台頭する中国を現状維持国家とみるか、修正主義国家とみるかが最大の争点となっている。前者の場合は経済的相互依存、共通利益、国際機関への積極的加入、規範の遵守、学習効果などが根拠とされ、後者の場合はイラン問題、スーダン問題、人権、領土紛争、軍事費などにおける中国の振る舞いがよく引き合いに出される。リベラリズムとコンストラクティビズムのアプローチを取る研究には前者の主張が多く、リアリズムのアプローチを取る研究には後者の主張が多く見られた²。

2008年以降、世界金融危機を契機として中国台頭の現実がより可視化することに伴い、中国の対外姿勢が強硬になったとの見方が支配的になり³、地域における台頭する中国に対する懸念が増殖している。他方、国内政治に注目し、国内の諸々の矛盾と軋轢が中国外交にもたらす困難さを指摘することで、中国の台頭は決して約束されたものではないことを示唆するアプローチは依然強い説得力を有している⁴。

台頭する中国に対して国際社会の取るべき対応についても多様な処方箋が提示されている。しかし、基本的にエンゲージメント（関与）、バランス（均衡維持）、コンテインメント（制御）の組み合わせであるという意味では根本的に異なるわけではない。こうした議論に垣間見えるのは、我々と他者を峻別する思考法であり、融合か牽制かという極めて単純明快な発想である。そこには共働という発想が基本的に貧弱である。

このような問題意識に基づき、本稿はまず中国台頭が東アジア地域秩序にもたらす構造的変化を分析し、現在の秩序形成メカニズムの抱える問題点を指摘する。次に日中韓三ヶ国の対外

¹ 本稿は2012年10月に開催された韓国政治学会・慶應義塾大学東アジア研究所共同シンポジウム「国交正常化後の日中・韓中関係と東アジア秩序」での報告内容を加筆修正したものである。

² 実態はより複雑である。Aaron L. Friedbergによれば、中国外交および米中関係の将来的展望について米国国内には①現実的悲観論者、②現実的楽観論者、③リベラルな悲観論者、④リベラルな楽観論者、⑤構成主義的な悲観論者、⑥構成主義的な楽観論者など六つのスクールが存在しているという。この分類は、中国の台頭が国際秩序におよぼす影響に関する先行研究にも適用できる。Aaron L. Friedberg, “The Future of U.S-China Relations: Is Conflict Inevitable?” *International Security* Vol.30, No.2, (Fall 2005)

³ Edward N. Luttwak の話を借りれば、最近の国際問題に関する中国政府関係者の発言には「自信にあふれる声明」、「皮肉たっぷりの反論」、「鋭い警告」などがより多くみられるようになった。愛徳華・魯瓦克 “從德國經驗看中国的全球化大国之路”、北京大学国際戦略研究中心《中国国際戦略評論2011》世界知識出版社、2011年、57頁。

⁴ 例えば Susan shark, *China-Fragile Superpower: How China's Internal Politics Could Derail Its Peaceful Rise*, Oxford University Press, 2007, 津上俊哉『中国台頭の終焉』日本経済新聞社、2013年など。

政策における東アジア地域外交の位置づけについて比較し、最後に日中韓三ヶ国間の共働による安定した秩序形成の必要性と可能性を指摘する。

本稿が日中韓関係に注目する理由は、カルダーが指摘するように「東アジア地域主義において本当に重要な問題は日中韓の相互作用である」⁵にもかかわらず、これまで日中韓に焦点を当てた研究は比較的少ないからである。中国の台頭と将来の東アジア秩序の間に何らかの因果関係が成立するとすれば、それは日中韓関係という媒介を通じてなされる可能性が高い。

一、中国台頭と東アジア地域秩序⁶の構造変化

それでは「中国の台頭」のなにが問題なのか？ある種の目的を達成するためにはパワーが最終的な拠り所となる現実世界においては、中国の急速な台頭によるパワーシフトは懸念すべき事象であることについては議論の余地がない。その意味において、台頭のプロセスが続く限り、中国は好むと好まざるとにかかわらず周辺国の懸念、ヘッジ戦略と長く向き合っていかなければならない。

しかし2009年以降中国の対外姿勢はこうした周辺国の懸念を払拭するどころか、助長するかのようであった。ベトナム、フィリピンと領有権を争う南シナ海において、中国側の係争海域への漁業監視船の派遣、相手国の漁船の拿捕、軍事演習の実施など「力に任せた行動がより明確になった」⁷。東シナ海では、海洋保安庁の巡視船に体当たりした中国漁船の船長を日本側が公務執行妨害容疑で逮捕、そしてその後勾留延長したことに對して、中国政府はさまざまな交渉・交流の延期、中止、そしてレア・アースの対日輸出の規制など強硬な報復措置をとり、日本の世論を驚かせた⁸。2012年以降、尖閣問題を巡って日中間には応酬が続いており、中国海軍の艦船が海上自衛隊艦船に向けて火器管制レーダーを照射するなど緊迫した瞬間を演出したりした。

中国の積極的な海洋進出と周辺諸国に対して見せた一連の強硬な姿勢に懸念を覚えた米国は、2007年夏から東南アジア海域への関与を強化し始め、「2011年初頭以降急速にアジア問題へ傾注するようになった」⁹。

⁵ Kent Calder and Min Ye, *The Making of Northeast Asia*, Stanford University Press, 2010, p258. 韓国の重要性は、ジョン・ヨンハが指摘するように、「歴史的に多くの東アジアの大戦争（文祿・慶長の役、日清戦争、日露戦争）が韓国の弱体性を契機として発生したことから、東アジア地域の安全と繁栄のためには、韓国の強靱性が極めて重要だ」とする規範的な意義にも基づいている。정용하 「근대 한국의 동아시아 지역 인식과 지역 질서 구상」, 한국국제정치학회 『국제정치논총』 46권1호, 2006년, 74페이지。

⁶ 東アジアにおける地域概念は論争的となることが多い。本稿では「地域」とは歴史、文化、政治、経済など複数の要因の相互作用によってつくられるものであり、「地域」の範囲も時代によって変化すると認識する。そのため、東アジア地域についても厳密に定義しないこととする。しかし、「10+3」（日中韓+ASEAN）が東アジア地域のコアメンバー国となることについては異論の余地がないことから、本稿でイメージする東アジア地域とは「10+3」を中心とした伸縮性のある地域である。

⁷ 寺田貴『東アジアとアジア太平洋：競合する地域統合』東京大学出版会、2013年、244ページ。中国の攻撃的な姿勢は誇張されて認識されているとの指摘も存在する。Alastair Iain Johnston, *How New and Assertive Is China's New Assertiveness?*, *International Security*, Vol.37, No. 4, Spring 2013.

⁸ これと対照的にレア・アースの対日輸出問題は中国の報復措置とほとんど関係ないとする指摘もある。Alastair Iain Johnston, op.cit.

⁹ 森本敏「米国のアジア重視政策と日米同盟」『国際問題』No. 609、2012年3月、38ページ。

東アジアの安全保障秩序は従来米国を中心とするハブ・アンド・スポークス体制を特徴としていた。台頭する中国に対抗して「アジアに戻ってきた」米国は従来の二国間同盟に加え、日米豪トライアングル安保体制を強化し¹⁰、ASEANとEASへの関与に見られる多国間主義アプローチも併用することで東アジア安全保障秩序における米国の核心的地位をより強固にした。台頭する中国の強硬な対外姿勢を不安視する周辺諸国は米国のアジアへの回帰を歓迎し、米国主導の東アジア安全保障秩序の再構築に積極的に協力している。

他方、中国の経済的台頭については歓迎し、チャンスとして活用すべきであるとの意見が多い。中国経済が世界経済に深く統合されており、東アジア経済の相互依存ネットワークが中国を中心に編成・強化されつつあるなか、中国経済は地域経済成長のエンジンになっているからである。貿易構造によっては中国経済がむしろ脅威として認識されることもあるが、ほとんどの周辺諸国の対中貿易依存度が表1に示されるように全体的に高まっているのも現実である。

表1 日本・韓国・ASEANの対中貿易依存度推移（単位：％）

年度	日本		韓国		ASEAN	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
2001	7.7	16.6	12.0	9.4	4.3	5.9
2003	12.2	19.7	18.0	12.3	6.6	8.5
2005	13.4	21.0	21.7	14.8	8.1	10.5
2007	15.3	20.5	21.9	17.7	9.2	12.5
2009	18.9	22.2	26.2	16.9	11.5	13.8
2011	19.6	19.3	24.2	16.5	11.5	13.7
2012	18.0	19.3	24.5	15.5	11.5	16.5

出所：ジェトロHP（www.jetro.go.jp）に基づき筆者作成

このように東アジアには中国台頭がもたらした安全保障上の懸念とヘッジ戦略、経済的相互依存関係の深化といった一見相反するベクトルを持つ二重構造が定着している。このような構造の下では、地域協力を推進すること自体が論争的になりがちであり、安定した東アジア地域秩序の形成が妨げられている。

しかし一見相反するベクトルは相互補完的な一面も内包することを指摘しなければならない。中国の台頭がもたらす東アジアのパワーバランスのシフトが続く限り、中国に対する域内諸国の安全保障上の不安や懸念は続く可能性が高い。ここに米国が介入を強め、米国中心の安全保障秩序を強化することは、それが主に米中競争の論理によってもたらされたものであっても、結果的に域内諸国の安全保障上の不安を和らげる効果をもたらす。ただ、安全保障と市場という公共財をセットで提供してきた米国の従来の役割が依然維持されてはいるものの、上述したように東アジア地域の経済的相互依存ネットワークにおける中国の重要性がますます高まっている中で、域内諸国は安全保障上米国への依存を強めても、経済面では中国との関係を

¹⁰ 2006年3月の日米豪戦略対話、同9月の日米豪初の首脳会合の開催を皮切りに、2007年9月には日米豪初の対潜哨戒機訓練が行われるなど日米豪トライアングル防衛協力は順調に強化されている。

そう簡単には絶つことはできない。むしろ安全保障上の懸念が米国の介入によって緩和されたことにより、中国との経済的相互依存関係をさらに深めていく土台が形成される。その結果、東アジア地域の経済的相互依存関係が深まり続けているのである。

このように米国中心の安全保障秩序と中国中心の経済秩序という二重構造は一見相反するベクトルを持ちながら、実は相互補完的な側面も内包しており、それが地域の安定と繁栄を支えているのである。北東アジアにおける「永い平和」のなぞ¹¹はこのような論理から一部説明できる。

しかし、このような相反性と補完性が共存する二重構造に基づく地域秩序は必ずしも安定した秩序ではない。第一、中国の経済パワーの軍事力への転化が加速すれば、地域の安全保障ジレンマがより深刻になる可能性がある。第二、経済的相互依存関係は地域の平和と安定に寄与する一面がある反面、場合によっては関係悪化の原因にもなる。先進国同士の経済的相互依存関係と違って、中国と周辺諸国の経済的相互依存関係は非対称的になりがちであり、こうした非対称の相互依存関係が周辺諸国の経済的安全保障、アイデンティティ、有力な国内利益集団に不利に作用する場合、相互信頼関係は著しく損なわれ、安全保障のジレンマが助長される可能性が高まる。第三に、現在の二重構造がさらに深まると、東アジアにおける米国と中国の二極構造がより鮮明となり、域内諸国はやがて米中が推進する選択困難な地域秩序に引き裂かれることになるかもしれない。

以上の点に鑑みれば、現在の東アジアにおける安全保障と経済的相互依存の二重構造は地域の安定と成長に寄与する一面がある反面、その固有の脆弱性と将来の不透明性故に、地域を不安定に陥れかねない大きなリスクを孕んでいるのである。そのため、米中二極構造を相対化する安定かつ透明な東アジア秩序の構築は、周辺国が中国台頭による様々な衝撃を効果的にマネジメントする制度的措置としてますます必要となるだろう。

二、日中韓の東アジア地域外交

それではこれまで日中韓三ヶ国の対外関係において、東アジア地域外交はどのような地位を占めてきたのか。

戦後日本は日米同盟を基軸としながら、1970年代以降は西側の一員としてのアイデンティティを強め、先進国サミットを主要な外交舞台にした。こうした外交の根幹に規定され、日本外交における地域とは太平洋を含めた広域地域を含意した。1957年の初の外交青書においてアジアの一員としての外交原則の表明がなされたが、日本が地域秩序形成に本格的にかかわるようになったのは1978年の大平内閣の「環太平洋連帯」構想からである。その後太平洋経済協力会議（PECC）を経てアジア太平洋経済協力会議（APEC）の発足、さらにその後の東アジア・サミットに至るまで日本の東アジア地域外交にはほぼ一貫して日米同盟とアジア太平洋広域地域との関連性が強く意識されていた¹²。

¹¹ 北東アジアが紛争の種を多く抱えていながら長い間平和が維持されているなぞに対する解明を試みた最近の研究には、植田（川勝）千可子・本多美樹編『北東アジアの「永い平和」—なぜ戦争は回避されたのか？』勁草書房、2012年、Avery Goldstein and Edward D. Mansfield ed., *The Nexus of Economics, Security, and International Relations in East Asia*, Stanford University Press, 2012がある。

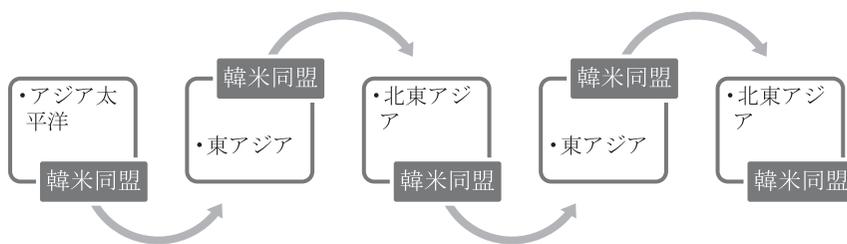
図1 日本外交における東アジア地域外交の位相



出所：筆者作成

韓国も米国との同盟を基軸としており、また冷戦時代には前線国家としてのアイデンティティが強かったため、地域協力を柔軟に進める立場ではなかった。韓国における地域外交は最初反共イデオロギーに彩られていたが、1980年代に入ってから世界自由貿易体制とそれを補うアジア太平洋地域協力へのコミットメントを深めていた¹²。1997～1998年のアジア金融危機後、東アジアで沸き起こった地域主義の流れの中で、キム・デジュン政権は東アジア地域協力のイニシアチブを発揮したが、2000年代に入り日中間の競争が顕在化すると韓国の主導権は急速に失われた。ノ・ムヒョン政権は「東北アジア中心国家論」や「東北アジアバランス論」に見られるように、地域外交の重点を北東アジアへシフトしたが、イ・ミョンバク政権期には第2次東アジアビジョングループ（EAVG II）の成立とその後の活動を主導するなど、東アジア地域主義への部分的回帰がみられた。現職のパク・クンヘ大統領は「北東アジア平和協力構想」を積極的アピールするなど、再び北東アジア外交を強化する姿勢を見せている。このように韓国では政権交代のたびに東アジア地域外交の重点も変化する傾向がみられる。

図2 韓国外交における東アジア地域外交



出所：筆者作成

中国外交では東アジア地域がどのように位置づけられていたのか。多くの専門家が指摘するように、中国外交の戦略目標は米国一極体制の下で覇権争いに巻き込まれることなく超大国と

¹² 2005年発足した東アジア・サミットの参加国をめぐって、「10+3」（アセアン10ヶ国と日中韓3ヶ国）を推した中国・マレーシア・タイ・ベトナム・ブルネイと「10+3+3」（オーストラリア、ニュージーランド、インドを追加）を主張した日本・インドネシア・シンガポールの間の対立は有名である。寺田によれば、日本はさらに米国に対しても東アジア・サミット（EAS）への参加を長く訴えてきたという。寺田、前掲書、247ページ。

¹³ 崔喜植「韓国外交における日中韓協力体制—中堅国家への試みと限界」慶應義塾大学『法学研究』83巻12号（2012年12月）、626ページ。

して台頭することである¹⁴。一極体制からくる様々な圧力をかわす戦略として多極化の推進、周辺諸国との関係の改善、地域組織の形成が重視された。1998年8月に開催された第9回在外使節会議で江沢民総書記は、「多極化とグローバリゼーション（全球化）が絶えず発展する新しい情勢のなか、大国はみな地域組織に依拠して発展を図り、多角外交を通じて、両国関係では得られないものを追求している」として、「このような状況をもっと重視すべきである」¹⁵とした。2000年の第9期全人代第3回会議で朱鎔基総理が行った政府活動報告でも、発展途上国との団結と協力を対外政策の立脚点とすること、周辺諸国との全面的協力関係をさらに強化することが示された¹⁶。

中国の東アジア地域外交においても、一極体制からくる圧力の緩和は一つの重要な戦略的狙いであった。そのため中国の東アジア地域外交には米国排除のインセンティブが強く働いていた。米国が反テロ戦争に没頭する間、中国は東アジア・サミットの発足を急いだ。しかし結果的にメンバー国が中国の望む「10+3」（ASEAN+日中韓）ではなく「10+6」（ASEAN+日中韓+豪州、ニュージーランド、インド）¹⁷に決まると、中国はさらにロシアやEUの参加を主張し、メンバー国の拡散を通じて地域協力枠組みとしての東アジア・サミットの意義を矮小化しようとしたという¹⁸。

また中国はARF、APEC、EAS（東アジア・サミット）など米国が参加している地域協力枠組みについては制度化を急ぐべきではないとする一方で、日中韓、「10+1」（中国+ASEAN）、「10+3」、GMS（メコン川流域開発）、SCO（上海協力機構）など米国が入っていない地域協力枠組みにおいては制度化に積極的である。

三、東アジア秩序形成における規範の問題

以上のように日中韓三ヶ国の対外関係における東アジア地域外交の位置づけがきわめて非対称的であるだけでなく、米国との関係を巡って相克関係にあるために、安定かつ透明な東アジア地域秩序形成は難航しているのが現状である。それに加え中国の急速な台頭と不確実性そのものが安定した地域秩序形成を困難にする一面もある¹⁹。

秩序の形成は規範の共有を前提とする²⁰。そのため当事国の核心的利益を反映する規範を抽出し、それらを接合する方途を模索することが重要となる。本稿ではその第一歩としてまず中

¹⁴ 代表的議論として、Avery Goldstein, *Rising to the Challenge: China's Grand Strategy and International Security*, Stanford University Press, 2005、がある。

¹⁵ 「当前的国際形勢和我們的外交工作」『江沢民文選』第二巻、人民出版社、2006年、205-206頁。

¹⁶ 朱鎔基「政府工作報告—2000年3月5日在第9届全国人民代表大会第三回會議上」『人民日報』2000年3月17日

¹⁷ 「10+6」に米国が含まれたわけではないが、この論争の背景には米国の存在が多きかったことは間違いない。詳しくは大矢根聡編『東アジアの国際関係—多国間主義の地平』有信堂高文社、2009年、12-13ページ。寺田、前掲書、247ページ。

¹⁸ 변창규, 「중국의 동아시아 전략과 동아시아공동체 구상」『한국동북아논총』제59호 (2011), 15-16페이지.

¹⁹ 津上俊哉によれば、「中国が経済的にも軍事的にもどこまで強大化するか底が知れぬ」という不安が、日本の保守・対中強硬派に広く強く共有されているとする。津上俊哉『中国台頭の終焉』日本経済新聞社、2013年、7ページ。

²⁰ 規範の枠組みの必要性については大沼保昭編『東亜の構想—21世紀東アジアの規範秩序を求めて』筑摩書房、2000年、6-9ページが詳しい。

国の地域外交を貫く規範的側面を抽出した上で、日中韓の比較を行うこととしたい。

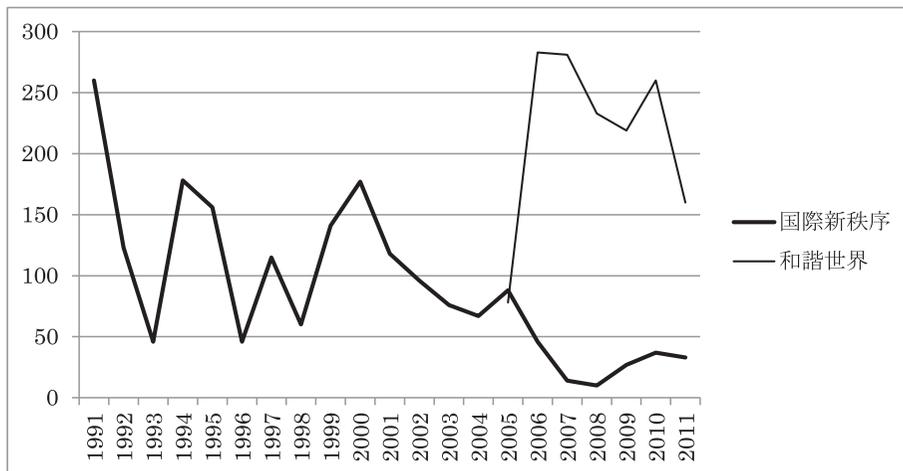
(一) 中国の東アジア地域秩序構想

中国は東アジア秩序形成における ASEAN の主導的役割を支持しており、地域協力における ASEAN の行動規範と組織の運営方式—すなわち ASEAN Way に対しても歓迎している。

黒柳米司は ASEAN の持つ「内政不干渉の原則」が ASEAN Way の核心的規範として存在していることを指摘したうえ、その行動原理を次のように特徴付けている。①「曖昧さ」(Ambiguity) —法的拘束より政治的合意を優先したり、制度化を敬遠したりするなどの非公式主義、②「沈黙」(Silence) —面子を重視し、公開の場では他国を批判しないなどを含む内政不干渉主義、③「漸進主義」(Evolution) —合意の成立を急がず、弱者の歩調にあわせて機を熟すのを待つ姿勢、④「順応」(Accommodation) —2 国間対立を公的に論じず、棚上げという解決を許容する姿勢、⑤「善隣」(Neighborliness) —地域の独自性を確信し、域外からの干渉を峻拒する地域自助路線²¹。

ASEAN way は1990年代以来中国が主張してきた「国際新秩序」と本質的に一致している。中国の国際新秩序主張とは、一つは内政不干渉原則、第二は文化、文明、発展パターンの多様性の尊重、第三は国際関係の民主化、すなわち規模と経済水準のさまざまな国家による平等な参加である。この中でもっとも重点が置かれたのは、内政不干渉原則であった。

図3 『人民日報』における「国際新秩序」・「和諧世界」関連記事数²² (1991～2011年)



出所：オンラインデータベース CNKI に基づき筆者作成

2000年代半ば以降、図3に示されるように「内政不干渉」に重点を置いた国際新秩序への言及が減少し、その代り「和諧世界論」(調和のとれた世界)が頻繁に登場するようになった。「和

²¹ 黒柳米司編『アジア地域秩序と ASEAN Way の挑戦—「東アジア共同体」を目指して—』明石書店、2005年、16ページ。

²² 中国では国際新秩序、国際政治経済新秩序が厳密に区分されず、ほぼ同様の意味で使用されている。そのため、この「国際新秩序」関連記事数には「国際政治経済新秩序」関連記事数も数え入れて表した。

諧世界」とは「多様性の尊重」原則を、中国伝統文化と哲学から発掘し、より洗練された形で表現したものであり、過去の「国際新秩序」主張に比べ、「多様性の尊重」により大きい比重を置いた秩序概念であった。

和諧世界論の提起に伴い、「和諧地域建設」が中国の地域外交の目標として取り上げられるようになった。2005年12月14日、クアラルンプールで開催された東アジア・サミットで、温家宝首相は「文化交流を推進し、文明間の対話を促進し、民間交流を強化し、・・・ともに平和、発展、調和のとれた地域環境を創造すべきである」²³と主張したのである。

新秩序にせよ、和諧世界・地域にせよ、中国政府の東アジア地域秩序構想には「普遍的価値」に対する守りの姿勢が強く反映されていた。中国政府は米国が入っていない地域協力枠組みにおいては制度化を積極的に進めているが、蓋を開けてみるとその制度化とは各レベルの定期会議の開催、事務局の設置など形式的な制度化にとどまっており、より拘束力のある行動規範の設定には及び腰であることには変わらない。それは決して中国的ルールではないし、見方を変えれば世界的に急速に進んでいるルールの標準化（フラット化）の潮流に中国がいかにも立ち遅れているかを浮き彫りにするものでしかないかもしれない。その意味において、中国が自分のルールを地域に押し付けようとするというより、急進的な制度化にブレーキをかけるために、緩やかな制度化²⁴を志向しているといえよう。

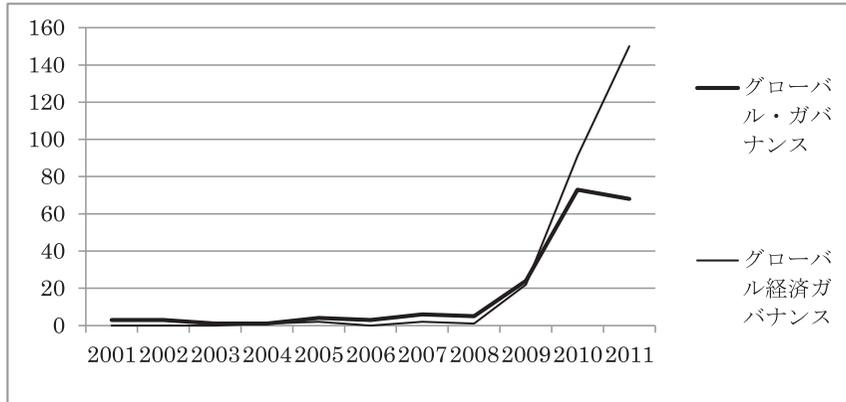
もちろん、「国際新秩序」から「和諧世界」への変化に示されるように中国政府の世界・地域秩序観は固定不変なものではない。国内、国際の政治経済情勢の変化に伴い、中国政府の世界・地域秩序観にも変化が生じ、より拘束力のある行動規範の構築に積極的に乗り出す可能性は排除できない。実際図4が端的に示すように2007～2008年の世界金融危機後、中国国内の論壇ではグローバル・ガバナンスがホットなテーマとなっており、関連研究も盛んに行われている。2012年11月に開催された中国共産党第18回全国代表大会における胡錦濤総書記の報告（18大報告）には、党の公式文書としてははじめて「グローバル・ガバナンス」が盛り込まれた²⁵。

中国政府によるグローバル・ガバナンスの受容は、今後の中国外交がより積極的な姿勢に転じる同時に、東アジア地域秩序構想も中国のグローバル・ガバナンス戦略の一環として位置づけられる可能性を示唆する。ただ、中国の現在の政治経済体制が続く限り、政府の自由裁量権をなるべく維持しておきたい衝動は変わらないだろうし、中国政府が志向する地域秩序にもその点は強く反映されるだろう。

²³ 温家宝「堅持開放包容、實現互利共贏」『人民日報』2005年12月15日。

²⁴ この点に関して、中川淳司は東アジアにおける法律主義の程度を緩やか（modest）、中程度（medium）、積極的（aggressive）の三つに分けたうえ、中国は緩やかな法律主義国だとする。詳しくは中川淳司「二国間・地域ルール形成を通じた競争的地域主義：スタンダードセッティングとロックイン」、ミレヤ・ソリース他編『アジア太平洋のFTA競争』（片田さおり他監訳）勁草書房、2010、91-92ページを参照。

²⁵ 『人民日報』2012年11月18日

図4 『人民日報』におけるグローバル・（経済）ガバナンス関連記事数推移²⁶

出所：オンラインデータベース CNKI に基づき筆者作成

(二) 東アジア地域協力における日中韓の規範の対立と共働

中国側の東アジア構想と対照的に日本はより明快な規範とルールに基づいた地域秩序を主張している。域内 FTA を例にすると、日本と韓国は貿易自由化のほか、貿易関連手続き、知的財産権、基準認証及び相互承認、サービス貿易、情報通信技術などを盛り込んだ「WTO+α」の FTA を志向している。それに比べると、中国・ASEAN の FTA (ACFTA) は財・サービス貿易自由化、投資の自由化が盛り込まれてはいるものの、日本や韓国の FTA で共通した特徴となっている知的財産権、競争法・競争政策、貿易円滑化、投資に関する章は含まれていない²⁷。

こうした日中韓の地域経済秩序構想の相違はいうまでもなく、東アジア産業分業ネットワークに占めるそれぞれの異なる地位に起因する。東アジア地域では日本企業など多国籍企業による工程間分業が進展し市場メカニズムを通じた経済統合が進んでいるのが現状である。こうした域内における経済統合の実態を支えるためには、物品の貿易、サービス貿易、投資ルール、公共事業入札、知的財産権、人の移動、税関手続き、基準認証、貿易救済措置、紛争解決などの分野で経済法制の統一を図って行く必要があるといわれる²⁸。しかし、中国は東アジア地域における産業間、工程間分業に組み込まれてはいるものの、中国発多国籍企業がこうした工程間分業を展開することは緒についたばかりである²⁹。2008年以降中国の対外直接投資が急増しているとはいえ³⁰、その多くは資源開発やそれに関連するインフラ整備に投じられており、中国独自の技術を持って海外展開する多国籍企業は比較的に少ない。

²⁶ 中国政府の公式文庫では2011年まで経済分野に限定された形でグローバル・ガバナンスが言及されていた。そのため、グローバル経済ガバナンスとグローバル・ガバナンスを区分する必要がある、ここでは双方の関連記事数を検索した。

²⁷ 中川淳司、前掲文、106ページ。

²⁸ 丸屋豊二郎・佐藤公美子「中国の WTO 加盟と日中経済連携に向けた課題」、玉村千治編『東アジア FTA と日中貿易』アジア経済研究所、2007年、152-153ページ。

²⁹ 詳しくは、大西康雄「中国企業の対 ASEAN 投資」、大西編『中国・ASEAN 経済関係の新展開：相互投資と FTA の時代へ』アジア経済研究所、2006年を参照

³⁰ 2007年から2012年までの5年間、中国の対外直接投資額は265億ドルから878億ドルに急増した。

他方、「東アジア共同体」に関する議論において、日本は民主主義や人権など普遍的価値規範を主張している。そのため、日本にとって「東アジア共同体」に向けた東アジア地域協力の基本枠組としてのEASに価値観を共有する豪州、ニュージーランドが参加することは重要な意味を持っていた。日本は対ASEAN外交においても普遍的価値規範を主張しており、それは結果的にASEAN憲章にみられるように近年ASEANにおける内政不干渉原則の揺らぎ、普遍的価値観の受容を助長しているように見える。日本国内では韓国も普遍的価値を共有する重要なパートナーと位置づける向きが多い。しかし韓国の外交にとってより重要なのは周辺の平和と安定である。周辺の平和と安定を実現するために、韓国は「韓米同盟関係の最重視、中国との戦略的協力パートナー関係の内実化、日本との未来志向的協力関係の推進、ロシアとの経済協力関係の構築」³¹などを外交戦略の柱としている。

このように東アジア秩序構想において、日中韓の間には規範の対立が存在するが、他方で共通点も少なからず存在することを指摘しなければならない。

地域経済協力において自由化・円滑化一辺倒の米国と対照的に、日本は開発主義伝統を持つ東アジア諸国とともに経済技術協力を重視するスタンスをとっている³²。例えば、APECの場合、日本は先進国と途上国の掛け橋としての役割を果たしており、多くの争点においてASEANや中国に近いスタンスを取っていた。中国のAPEC研究者である張蘊嶺・陸建人によれば「中国、ASEAN、日本はAPECにおいて利益や政策重点に違いが存在するものの、根本的分岐と矛盾は存在せず、この点は米国との大きな違いであった」³³という。

こうした特徴は近年のFTA外交にも反映されている。例えば、日本が締結したFTAには公式な法的義務はないものの、経済協力と貿易投資関連技術協力に関する章が含まれている³⁴。また韓国が2005年12月にASEANと締結したFTA基本協定にも経済技術協力に関する附属書が含まれており、そこには観光、エネルギー、中小企業、情報通信技術、科学技術など19分野での協力を推進することが盛り込まれていた。

他方、近年中国の国際秩序構想の中心概念となっている「多様性の尊重」についても、同じようなことが言えそうだ。1997年8月28日、橋本首相は読売国際経済懇話会で行った講演では次のように述べた。「(日中は)相手の異なる体制・価値観についての理解が、中国と他の旧西側諸国との関係よりは、遥かに進んでいると思います。(中略)今後の世界の政治・経済システムは、もはや欧米が構想し、アジアの国々などが受け入れるのではなく、むしろアジアの国々もまたその継承と発展に平等な一員として参加するものでなければなりません。(中略)リベラリズムという価値観を他の価値観を超える上位のものとして捉え、他の方にも画一的にその受け入れを求めることができるのか、それぞれのコミュニティーの持つ伝統的価値との関係はどうあるべきか、これらは政治哲学者の頭を悩ましつづけている問題であります。アジアにおいて各国の固有の仕組みを大切にしながら、そして基本的価値の共有に努めながら、どのよう

³¹ 韓国외교부「우리 외교정책의 기초와 목표」, <http://www.mofa.go.kr/system/popup/index3.jsp> (2013年10月23日最終アクセス)

³² 東アジア開発主義と一言で片づけるのは短絡すぎるかもしれない。実際日本の通産省の役割、そして中国の社会主義市場経済体制は東アジア権威主義開発体制とは大きな違いが存在する。

³³ 張蘊嶺・陸建人「亞太經合組織中的中国、日本和東盟—三者的政策、作用及其比較」『世界經濟』1996年第9期、12頁。

³⁴ 中川淳司、前掲文、107ページ。

に新たな共通の秩序を生み出していけるか、まさに我々がどれだけ英知を出しうるのか問われるところであると思います³⁵。21世紀に入り、日本外交は「普遍的価値観」への傾斜をより鮮明にしているが、谷内正太郎が指摘するように「米国の対中国政策の調整が行われる中で、米国に対して日本の重要性を再認識させることが一つの狙いであって³⁶、「多様性の尊重」に対する基本的立場は変わってないように見える。

このように日中両国の地域秩序構想においては、対立の一面と共働の一面が併存するのが現状である。パワーシフトが進む現在、対立する一面が実態以上に強調され、顕著になることはやむを得ない。たが、地域の安定と繁栄のためには各自のアイデンティティを見失わないことを前提に、規範の創造的接合が求められる³⁷。

昨今の厳しい日中韓関係の現実を目のあたりにして、規範の意義を疑問視する向きがあるかもしれない。たが、大沼保昭が指摘するように、「利害の対立が厳しければ厳しいほど、それを調整し、関係国際行動体に受諾可能な最適均衡点を導き、それを維持するための共通規範枠組みは重要な意味を持つ³⁸」のである。

規範の共有とそれに基づいて構築される地域秩序は閉鎖的になる必要はないし、そうすべきでもない。実際、日本と韓国は米国との関係に損害をもたらすまでして東アジア地域主義のイニシアチブをとることについては躊躇してきた³⁹。東アジアはパワーの分布が著しく不均衡であり、今後中国の行方次第にパワーの不均衡分布がさらに顕著になる可能性がある。そのため、開かれた地域主義の原則を維持することがなにより重要である。日中韓三ヶ国が自分のアイデンティティを失うことなく地域主義を推進するためには、東アジア地域主義はアジア太平洋ひいてはより広い地域範囲における重層的な地域秩序の一つとして位置づけられなければならない。

おわりに

本稿では中国の台頭によって経済分野においては中国を中心とする経済的相互依存ネットワークが形成されつつある反面、安全保障分野では米国を中心とする安全保障ネットワークの強化という東アジア地域秩序における二重構造の存在を指摘した後、こうした一見相反する現象は実は中国に対する域内諸国の安全保障上の懸念を幾分緩和し、その結果中国との経済的相互依存関係をさらに深める補完的な一面も内包していると指摘した。

しかし、このような相反性と補完性が共存する二重構造に基づく地域秩序は必ずしも安定した秩序ではない。第一、中国の経済パワーの軍事力への転化が加速すれば、地域の安全保障ジレンマがより深刻になる可能性がある。第二、経済的相互依存関係は地域の平和と安定に寄与する一面がある反面、場合によっては関係悪化の原因にもなる。先進国同士の経済的相互依存

³⁵ 霞山会『日中関係基本資料集1949～1997』、841ページ。

³⁶ 谷内正太郎に対する寺田のインタビュー。寺田、前掲書、157-158ページより引用。

³⁷ この点に関しては「リベラルなルール・ベースの秩序といっても、実態はそれほど平坦なものではなくハイブリットなものである」とする山本吉宣の指摘が示唆的である。詳しくは山本「先進国—新興国複合体の秩序構築—日本外交の長期戦略」『外交』Vol. 11、30-31ページを参照。

³⁸ 大沼保昭、前掲書、9ページ。

³⁹ 장동식, 전정기, 송영염 「동아시아 FTA 형성경로 탐색에 관한 일고—한중일 3 국의 FTA 정책을 중심으로—」, 韓國東北亞經濟学会 『東北亞經濟研究』 第20卷、第3号、2008年、88페이지

関係と違って、中国と周辺諸国の経済的相互依存関係は非対称的になりがちであり、こうした非対称の相互依存関係が周辺諸国の経済的安全保障、アイデンティティ、有力な国内利益集団に不利に作用する場合、相互信頼関係は著しく損なわれ、安全保障のジレンマが助長される可能性が高まる。第三に、現在の二重構造がさらに深まると、東アジアにおける米国と中国の二極構造がより鮮明となり、域内諸国はやがて米中が推進する選択困難な地域秩序に引き裂かれることになるかもしれない。

すなわち、現在の東アジアの地域秩序は脆弱かつ不安定で将来の行き先も不透明である。経済的相互依存は自動的に協調を生み出すものではない。相互依存性に応じた合意可能な最大公約数を抽出して、それを反映した規範の共有が積み重ねられなければ、東アジアの国際関係の脆弱性は根本的に改善されることはないだろう。

日中韓の地域秩序構想においては、対立の一面と共働の一面が併存するのが現状である。パワーシフトが進む現在、対立する一面が実態以上に強調され、顕著になることはやむを得ない。だが、地域の安定と繁栄のためには各自のアイデンティティを見失わないことを前提に、規範の創造的接合が求められる。